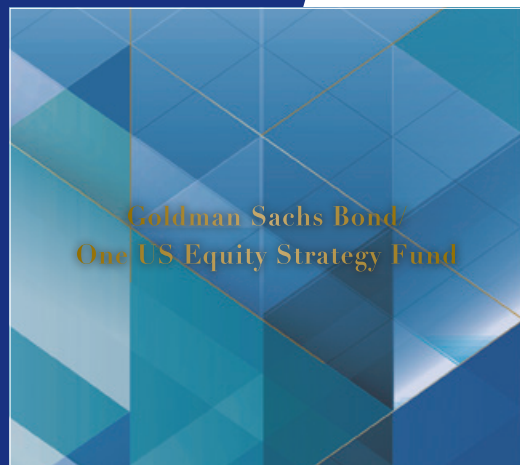


投資信託説明書 (交付目論見書)



使用開始日
2025年10月10日



当ファンドは、特化型運用を行います。

ゴールドマン・サックス社債／ One米国株式戦略ファンド 2025-12 愛称：おまもりOne・M

単位型投信／海外／資産複合／特殊型(条件付運用型)

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ※	特殊型
単位型	海外	資産複合	特殊型 (条件付運用型)	債券 (社債)	年1回	グローバル (日本を除く)	なし	条件付運用型

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

この目論見書により行う「ゴールドマン・サックス社債／One米国株式戦略ファンド2025-12」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年10月9日に関東財務局長に提出しております。当該届出書の効力の発生の有無については、委託会社への照会先までお問い合わせください。なお、効力が生じていない場合においては、本書に記載された内容につき訂正が行われる場合があります。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2025年7月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:20兆5,616億円
(2025年7月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。

ファンドの特色

1 当ファンドはルミニスII・リミテッドが発行する円建債券^{*1} (以下「ゴールドマン・サックス社債」といいます。)に高位に投資^{*2}し、設定日から約5年後の満期償還時の当ファンドの償還価額^{*3}について、元本確保をめざします^{*4}。

*1 ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが発行または保証する社債等を裏付資産としています。

*2 満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません。

*3 当ファンドは、信託期間約5年の単位型投資信託です。

*4 元本には購入時手数料は含みません。また、投資する債券(裏付資産を含む)の発行体・保証体等が債務不履行となった場合等には、元本確保ができない場合があります。信託期間中に当ファンドを解約した場合や当ファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

ルミニスII・リミテッドについて

ルミニスII・リミテッド(以下「発行体」といいます。)はケイマン諸島において設立されている特別目的会社です。特別目的会社は、債券の発行などの事業を営むことを目的とした会社であり、一般的に資産の証券化や仕組債を発行する際に使用されます。

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクについて

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの信用格付け



※2025年6月末時点

※格付けは当ファンドに組み入れる債券のものとは異なります。

※格付投資情報センター(R&I)の発行体格付けを使用。

世界有数の金融グループ、ゴールドマン・サックス

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、投資銀行業務、証券業務および投資運用業務を中心に、企業、金融機関、政府機関、個人など多岐にわたるお客さまを対象に幅広い金融サービスを提供している世界有数の金融機関です。1869年に創業、ニューヨークを本拠地として、世界の主要な金融市場に拠点を擁しています。

総資産	約258兆4,859億円
-----	--------------

※2025年6月末時点

※1米ドル=144.81円(2025年6月末時点)で換算しています。

出所:ゴールドマン・サックス証券株式会社、ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成



ファンドの目的・特色

2 当ファンドは米国株式戦略指数 VT5の累積収益率により決定される実績連動クーポンと固定クーポンで構成されるゴールドマン・サックス社債の利金を獲得することをめざします。

- 固定クーポンは、每期一定水準支払われ、実績連動クーポンは、ゴールドマン・サックス社債の満期時に元金および固定クーポンとともに支払われます。
- 固定クーポンは、信託報酬等に充当することをめざします。
- 実績連動クーポンは、運用開始基準日以来^{*5}の米国株式戦略指数 VT5の累積収益率^{*6}にほぼ連動する水準^{*7}に決定します。
- 米国株式戦略指数 VT5は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが指数スポンサーを務める指数で、米国株価指数先物(E-mini S&P500 株価指数先物)を実質的な構成資産とし、目標リスク水準が年率5%程度となるように米国株価指数先物の比率を0～160%程度の範囲内で調整します。同指数の損益は、戦略控除率(年率1%)、複製コスト、取引コストを控除したのになります。

※上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも約束するものではありません。また、上記数値はリスク水準の目標を表すものであり、年率5%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。

*5 運用開始基準日は2025年12月5日です。

*6 累積収益率は2030年11月18日に決定される予定(海外の休日等により変更される可能性があります。)です。

*7 連動する水準はファンド設定時の市場環境等によって決定されます。100%程度をめざしますが、100%を超えることもあれば、下回ることもあります。

■米国株式戦略指数 VT5について

米国株式戦略指数 VT5は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが指数スポンサーを務める指数で、米国株価指数先物(E-mini S&P500 株価指数先物^{*8})を実質的な構成資産とします。所定のリスクコントロール手法を用いて、戦略の目標リスク水準が年率5%程度となるように米国株価指数先物の比率を調整します。

*8 E-mini S&P500 株価指数先物は米国株式市場の主要指標であるS&P 500種指数を対象とした先物取引商品です。「E-mini」は、従来のS&P500先物よりも小規模でアクセスしやすいことを意味し、1997年にシカゴ・マーカンタイル取引所(CME)が広範な投資家向けに導入しました。ほぼ24時間、週5日電子取引されており、高い流動性と効率性を有します。

(出所)シカゴ・マーカンタイル取引所(CME)グループ、ウェブ公開情報に基づいてゴールドマン・サックス証券株式会社が作成

- 当ファンドの投資対象には、一般社団法人投資信託協会規則の信用リスク集中回避のための投資制限に定められた比率を超える支配的な銘柄(当ファンドの場合は、特定の発行体が発行する社債)が存在するため、当ファンドは当該支配的な銘柄に集中して投資を行う特化型運用を行います。
- 当ファンドは、ゴールドマン・サックス社債に限定して投資を行いますので、当該債券(裏付資産を含む)の発行体・保証体等に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※当ファンドは、満期償還時における元本確保をめざしますが、元本の確保を保証するものではありません。



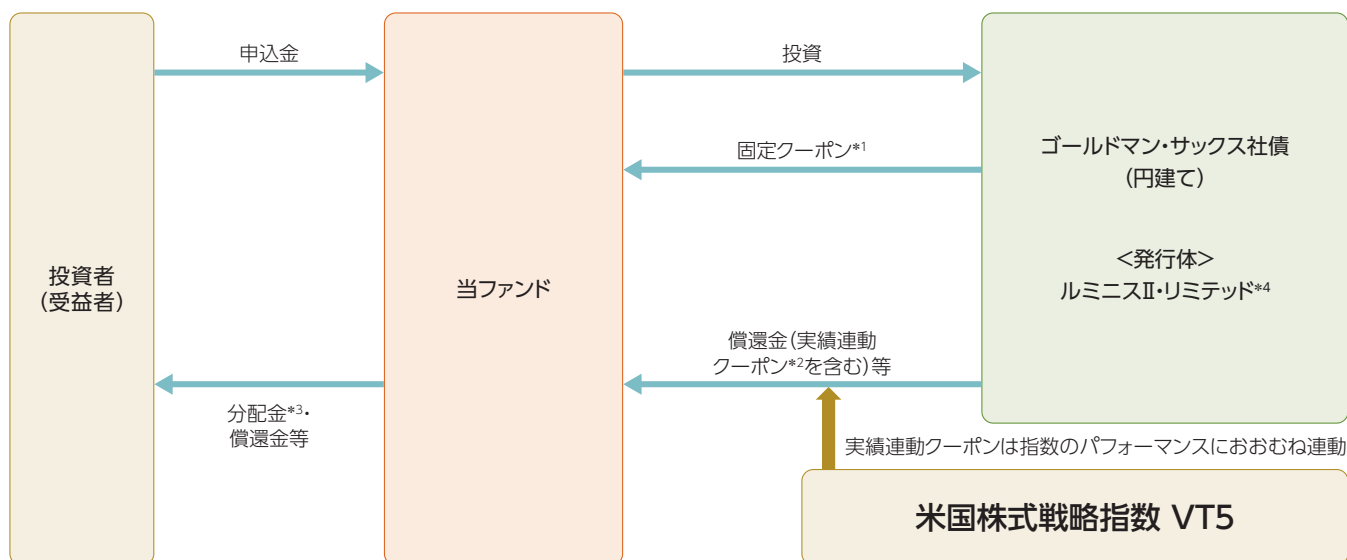
ファンドの目的・特色

運用プロセス

ファンドの設定

ゴールドマン・サックス社債(円建て)に投資し、原則として満期まで保有します。

■ ファンドの仕組み



*1 固定クーポンは、信託報酬等に充当することをめざします。満期時の固定クーポンは償還金として支払われます。

*2 実績連動クーポンは、運用開始基準日以来の米国株式戦略指数 VT5の累積収益率にほぼ連動する水準に決定します(連動する水準はファンド設定時の市場環境等によって決定されます。)。運用開始基準日以来の米国株式戦略指数 VT5の累積収益率がマイナスの場合には実績連動クーポンはゼロになります。

なお、実績連動クーポンは満期時に支払われます。

*3 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

*4 ルミニスII・リミテッドはケイマン諸島において設立されている特別目的会社です。債券発行代わり金をもって次の資産(裏付資産等)に投資します。

① ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(金融持株会社)が発行する債券(外貨建ての場合は為替変動リスクを回避する取引を実施します。)

② ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナル(金融持株会社の子会社)が発行するパフォーマンス連動証券

③ ゴールドマン・サックス・インターナショナルとのスワップ取引

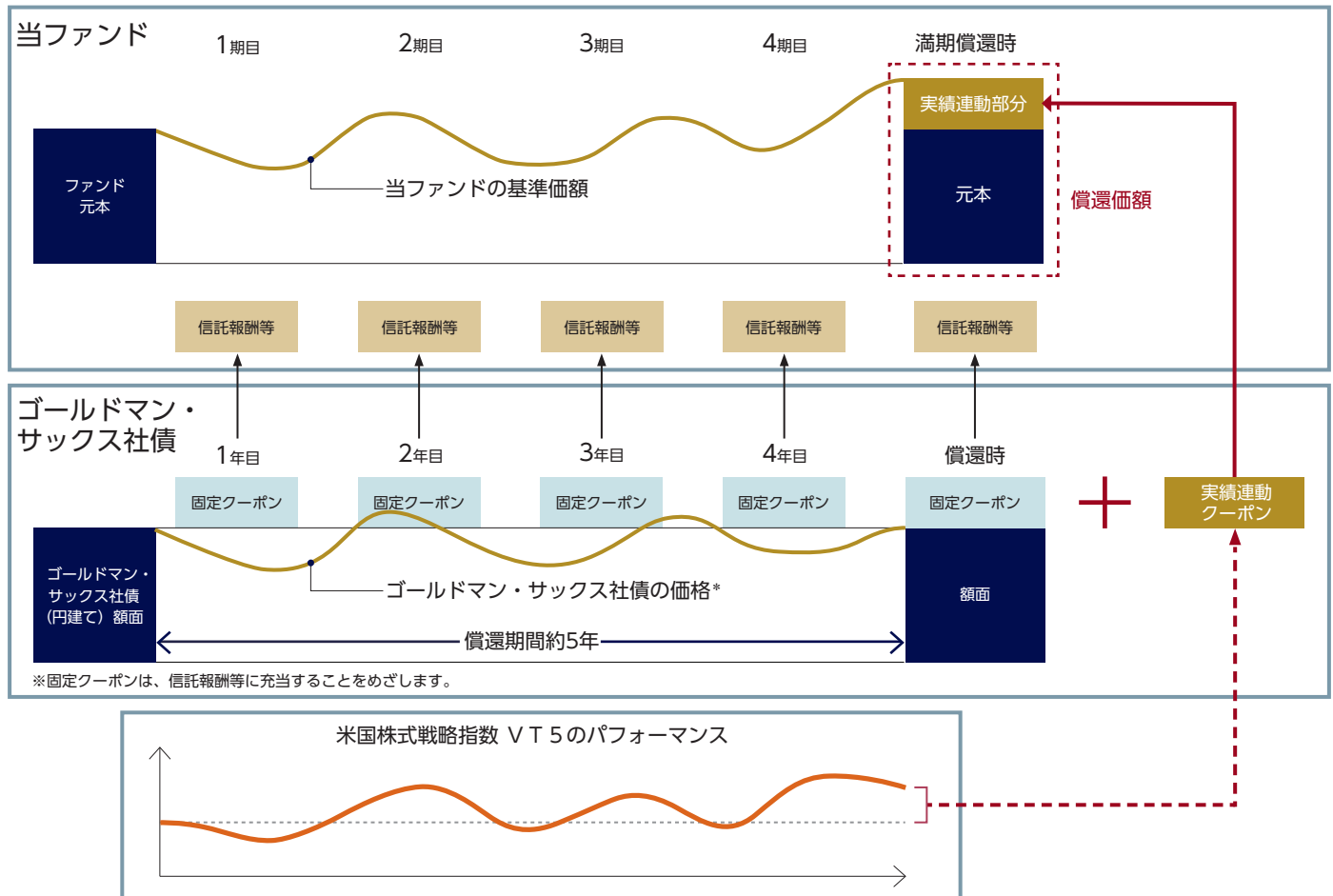
※図は、当ファンドをご理解いただくためのイメージです。

※投資する債券(裏付資産を含む)の発行体・保証体等が債務不履行となった場合等には、元本確保ができない場合があります。信託期間中に当ファンドを解約した場合や当ファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。



ファンドの目的・特色

<当ファンドとゴールドマン・サックス社債の関係(イメージ)>



* ゴールドマン・サックス社債の価格イメージはクーポンを含まない価格です。

※上記はイメージであり、すべてを表すものではありません。

◆ 実績連動クーポンについて

実績連動クーポンは、米国株式戦略指数 VT5のパフォーマンスに基づき決定されます。

実績連動クーポンは、ゴールドマン・サックス社債の満期時に元金および固定クーポンとともに支払われ、運用開始基準日(2025年12月5日)以来の米国株式戦略指数 VT5の累積収益率にほぼ連動する水準に決定します。

米国株式戦略指数 VT5の累積収益率がマイナスの場合は、実績連動クーポンがゼロとなりますが、当ファンドの償還価額にマイナスの影響を与えることはありません。

実績連動クーポンの算出式

$$\text{実績連動クーポン} = \text{米国株式戦略指数 VT5の累積収益率} \times \text{連動率}^*$$

* 連動率は、どれほど対象指数と同調した動きをするかを示す数値です。

※連動率はファンド設定時の市場環境等によって決定されます。100%程度をめざしますが、100%を超えることもあれば、下回ることもあります。なお、連動率はファンド設定時に決定され、その後に変更されることはありません。



ファンドの目的・特色

■ 主な投資制限

- ・株式への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・1発行体等当たりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。ただし、ルミニスII・リミテッドが発行する円建債券の投資割合には、制限を設けません。

■ 分配方針

年1回の決算時(毎年12月10日(休業日の場合は翌営業日))に、元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※信託財産の成長に資することに配慮し、分配を抑制する方針です。

※初回決算日は2026年12月10日です。

米国株式戦略指数 VT5のリスク要因および免責事項

- 米国株式戦略指数 VT5(以下「戦略指数」といいます。)は、Goldman Sachs International(以下「GSI」または「指数スポンサー」といいます。)が開発したアルゴリズムに基づき設計・運営されています。指数スポンサーは、限られた場合を除き、通常、戦略指数の運営に関して裁量を行使することはありません。
- 戦略指数の算定方法が正のリターンを生み出すこと、または、当該戦略指数が他の代替となる投資戦略を上回ることを保証するものではありません。戦略指数に連動する商品への投資または戦略指数に連動する取引への参加によって実現し得る運用成果は、構成要素またはその他の関連するデリバティブ商品に直接投資することによって理論的に実現し得る運用成果とは大きく異なる可能性があります。
- 戦略指数の運営および／または潜在的なリターンに関する説明および過去の分析(「バックテストिंग」)またはその他の統計的分析の資料が提供されることがありますが、戦略指数の運営が開始される前に運用成績を推計するためのシミュレーション分析と仮想状況に基づくものです。そのため、戦略指数に関連して提供されるそれら資料またはそれらの分析に基づく仮想シミュレーションで予測されている過去のリターンは、戦略指数の運用成績を反映するものではなく、戦略指数の運用成績またはそのリターンを確認または保証するものではありません。さらに、戦略指数のバックテストングは、第三者により指数スポンサーまたはその関連会社(以下、個別にまたは総称して「ゴールドマン・サックス」といいます。)に提供された情報を基礎としています。ゴールドマン・サックスは、当該情報やデータの正確性や完全性について独自の検証をしておらず、かかる正確性や完全性について保証しません。また、ゴールドマン・サックスは、当該情報、データまたはバックテストングに不正確、不完全、欠落または誤りがあった場合においても一切の責任を負いません。
- 戦略指数の計算には、仮想的なコストの控除が含まれており、戦略指数の水準を下落させる要因となります。かかる控除は、一定の複製コストおよび／または取引コストを合成的に反映することを意図しています。かかる戦略指数のコストは、予め決定された利率を参照して計算され、該当する構成要素またはその要素に対する投資を行った場合に生じる実際のまたは実現した複製コストおよび取引コストの水準を必ずしも反映するわけではありません。ゴールドマン・サックスは、戦略指数に含まれるコストが、ゴールドマン・サックスにより行われるヘッジ取引に係る実際の複製コストまたは取引コストを上回る場合、利益を得ることとなります。
- 指数スポンサーおよび指数計算代理人として、GSIは戦略指数に重大な影響を及ぼし、かつ、利益相反を生む可能性のある決定を行う権限を有しています。指数スポンサーおよび指数計算代理人(もしあれば)として、GSIは、通常、戦略指数の運営に関していかなる裁量権も行使しません。GSIは、いかなる受託者責任も負っていません。ただし、GSIは、戦略指数の関連書類に記載された状況(ただし、これらに限られません。)を含む一定の限られた状況において裁量権を行使します。指数スポンサーとしておよび該当する場合には指数計算代理人としてGSIが行う決定は、戦略指数の価値に悪影響を及ぼす可能性があり、GSIによる裁量権の行使は、一定の利益相反をGSIにもたらすことがあります。かかる決定を行う際、指数スポンサーおよび／または指数計算代理人は、当該商品の投資者の利益を考慮に入れることまたは指数スポンサーおよび／もしくは指数計算代理人の決定が当該商品の価値に及ぼす影響を勘案することを義務付けられることはなく、また、かかる利益を考慮せず、勘案しません。指数スポンサーおよび／または指数計算代理人が行う決定はすべて、その単独の裁量において行われるものとし、すべての目的上最終的なものであるものとし、戦略指数に連動する商品の保有者すべてを拘束します。指数スポンサーおよび／または指数計算代理人は、かかる決定につき何ら責任を負わないものとし、



ファンドの目的・特色

- 戦略指数は、E-mini S&P500先物(以下「参照資産」といいます。)に対するボラティリティのコントロールされた想定エクスポージャーを提供することを目的としたボラティリティ調整機能を有します。これは、予め定められたボラティリティ・ターゲットに対応する参照資産の過去の実現ボラティリティに基づき、参照資産に対する戦略指数のエクスポージャーを増減させることによって達成されます。参照資産の実現ボラティリティの増加は、参照資産に対する戦略指数のエクスポージャーを減少させることがあり、その逆もまた同様です。参照資産の将来の実現ボラティリティは、参照資産の過去の実現ボラティリティと異なる可能性があるため、参照資産のウェイトおよび戦略指数のパフォーマンスは、過去の実現ボラティリティではなく将来の実現ボラティリティに基づいて計算される場合、異なる結果となる可能性があります。
- ボラティリティ調整機能が、戦略指数のボラティリティ目標値と同等の実現ボラティリティを実現できる保証はなく、これは、戦略指数の運用成果に悪影響を及ぼす可能性があり、場合によっては重大な悪影響を及ぼす可能性があります。戦略指数のボラティリティ調整機能は、構成要素に対する想定ボラティリティ調整エクスポージャーを提供することを目的としています。しかし、当該ボラティリティ調整機能により、実現ボラティリティがボラティリティ目標を下回る、または上回る可能性があります。当該差異は、戦略指数の運用成果に悪影響を及ぼす可能性があり、場合によっては重大な悪影響を及ぼす可能性があります。
- 戦略指数が採用する市場シグナル・メソッドロジーは成功しない可能性があります。対象構成要素のウェイトは、特定の市場シグナルに基づいて調整されますが、将来または異なる市場環境下では期待通りに機能しない可能性があります。戦略指数の基盤となる市場シグナルに基づくメソッドロジーが成功すること、または戦略指数が対象構成要素に関して採用される可能性のある代替メソッドロジー(市場シグナルに基づくメソッドロジーを使用するか否かを問いません。)を上回る運用成果を達成することについて、保証はできません。
- 戦略指数は、事前に定められた頻度に基づき、日中における監視とリバランスを実施します。かかる頻度は、他の指数が日中に行うリバランス頻度よりも高い可能性があります。したがって、戦略指数はリバランス頻度が低いボラティリティ目標指数と比較して、対象構成銘柄の回転率が高くなります。戦略指数は対象構成銘柄の回転率に基づき取引コストを控除するため、相応に高い取引コストが控除される可能性もあります。結果として、リバランス頻度が低い他のボラティリティ目標指数と比較して、戦略指数は運用成果が劣化する可能性があり、その差は顕著となる可能性があります。
- 指数計算代理人または指数スポンサーは、戦略指数、その算出手法、その計算、戦略指数に含まれるあらゆるデータもしくは情報、戦略指数に基づくあらゆるデータもしくは情報、戦略指数一般規定または戦略指数条件補足書について、その品質、正確性または完全性を保証しません。いかなる場合においても、指数計算代理人または指数スポンサーは、直接的、間接的、特別、懲罰的、派生的またはその他の損害(逸失利益を含みます。)について、かかる損害の可能性について通知を受けていたとしても、(契約、不法行為その他によるかを問わず)いかなる者に対しても何ら責任を負いません。

ゴールドマン・サックス社債／One米国株式戦略ファンド2025-12(以下「当ファンド」)は、アセットマネジメントOne株式会社(以下「アセットマネジメントOne」)が設定・運用を行います。「ゴールドマン・サックス」は、Goldman Sachs & Co. LLC.(以下「使用許諾者」)の日本およびその他の国において登録された商標です。アセットマネジメントOneおよびその関連会社は、使用許諾者またはその関連会社・関係会社(以下「ゴールドマン・サックス」と総称)との間に資本関係はありません。ゴールドマン・サックスは、当ファンドの設定または販売に何らの責任も有しておらず、当ファンドの設定または販売にこれまで関与したこともありません。ゴールドマン・サックスは、当ファンドの受益者または公衆に対し、有価証券一般もしくは当ファンドへの投資の適否、当ファンドが一般市場もしくは指数実績を追跡する能力の有無もしくは投資リターンを提供する能力の有無に関して、明示的か黙示的かを問わず、いかなる表明または保証も行っておりません。使用許諾者とアセットマネジメントOneの関係は、当ファンドに関する使用許諾者の商標の使用許諾に限られます。

指数スポンサー(ゴールドマン・サックス・インターナショナル)およびそれらの関連会社は、米国株式戦略指数 VT5に関する品質、正確性および／または完全性について、何ら保証するものではありません。また、内容を制限することなく、いかなる場合においても、直接的、間接的、特別、懲罰的、派生的またはその他の損害(逸失利益を含みます。)について、契約、不法行為その他のいずれによるかを問わず、いかなる者に対しても何ら責任を負いません。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

価格変動 リスク

市場金利の変化、債券(裏付資産を含む)の発行体・保証体の信用状況やその資金調達を行う市場環境の悪化、米国株式戦略指数 VT5の収益率の低下は、当ファンドが投資する円建債券の価格、ひいては基準価額の下落要因となります。

<債券>

金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利の上昇は、一般に公社債の価格を下落させ、基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する債券は、米国株式戦略指数 VT5の累積収益率に基づき満期時のクーポン総額が変動します。当該収益率がマイナスとなった場合は実績連動クーポンがゼロとなり、債券の利金は固定クーポンのみとなります。市場金利や債券(裏付資産を含む)の発行体・保証体等の信用状況に変化がない場合でも、債券(裏付資産を含む)の発行体・保証体等が資金調達を行う市場環境が悪化した場合や米国株式戦略指数 VT5の収益率が低下することにより満期時のクーポン総額が低下すると見込まれる場合は、債券価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

<米国株式戦略指数 VT5>

当ファンドの実績連動クーポンの算出の基準となる米国株式戦略指数 VT5の収益率の主な変動要因は、以下のとおりです。

- ・米国株式戦略指数 VT5は米国株価指数先物により構成され、所定の目標リスク水準となるように比率を調整します。株価指数(株価指数を構成する銘柄の価格)が下落した場合、株価指数の値動きが期待したものと異なった場合等には、指数の収益率が下落する要因となります。
- ・米国株式戦略指数 VT5については、米国株価指数先物をもとに算出されるため、当該取引の評価損益は為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該評価損益の通貨に対して円高になった場合には、指数の収益率が下落する可能性があります。

信用 リスク

投資する債券(裏付資産を含む)の発行体または保証体の経営不安・倒産等の発生は、基準価額が著しく下落する要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。

当ファンドが投資する債券の発行体は、債券発行代わり金をもって裏付資産等(ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが発行する債券(外貨建ての場合は為替変動リスクを回避する取引を実施します。)、ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行しザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが保証を行うパフォーマンス連動証券、ゴールドマン・サックス・インターナショナルとのスワップ取引)に投資します。

投資する債券(裏付資産を含む)の発行体・保証体等の信用力が業績悪化・経営不振などにより著しく低下した場合、あるいは倒産した場合、その影響を大きく受け、基準価額が著しく下落する可能性があります。



投資リスク

銘柄集中 リスク

特定の債券への集中投資は当該債券へのリスクが顕在化した場合、基準価額が著しく下落する要因となります。

ファンドは特定の債券(単一銘柄)を組み入れ、原則として銘柄入替を行わない方針です。当該債券へのリスクが顕在化した場合、多数の銘柄に分散投資を行う投資信託の場合と比較し、大きな影響を被り、基準価額が著しく下落する要因となります。

流動性 リスク

市場混乱や投資する債券の発行体等の信用状況の著しい悪化等により流動性が著しく低下し、売却価格が想定される価格と乖離した場合は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが投資する債券は、市場混乱等があった場合、債券(裏付資産を含む)の発行体・保証体等の信用状況が著しく悪化した場合等には流動性が著しく低下し、売却価格が一般的に想定される価格と乖離することにより、想定以上にファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。また、債券(裏付資産を含む)の発行体・保証体等の信用リスクが顕在化した場合等には、当該債券の一部売却ができなくなり、そのために換金の受付を中止することがあります。

早期償還 リスク

投資する債券が債務不履行・早期償還等となった場合は、時価で換金されるため、ファンドの償還価額も投資元本を下回る可能性があります。

当ファンドは、満期償還時点において受益者の投資元本の確保をめざしますが、主要投資対象とする債券が以下に掲げる場合等により債務不履行(デフォルト)となった場合、発行体の裏付資産、スワップ取引の早期終了等について、早期償還、終了、債務不履行(デフォルト)もしくは債務削減・リストラクチャリングまたは課税事由が発生(発生する可能性を含みます。)した場合、または当該債券、発行体の裏付資産等、発行体、もしくは裏付資産に対する保証体その他関係会社のヘッジ行為に関して法令あるいは税制の変更、課税状況の変化等により当該債券が早期償還となる場合、当該債券の資金化後に繰上償還を行います。その場合、当該債券は時価で換金されるため元本の確保ができず、ファンドの償還価額も投資元本を下回る可能性があります。

＜投資対象とする債券が債務不履行(デフォルト)となる主な場合＞

1. 債券(裏付資産を含む)の発行体または保証体が元金の支払いを怠った場合
2. 債券(裏付資産を含む)の発行体または保証体が利息の支払いを怠り、発行体が不払いの通知を受領してから30日が経過しても利息の支払いが行われなかった場合
3. 発行体が、(i) 法の適用によるか否かを問わず、その債務の全部もしくは重要な部分に関して、債権者との間で、もしくはその利益のために、財産の包括的譲渡、和解、もしくは整理を行う場合、もしくは適用法の目的でこれらを行うとみなされる場合、または(ii) その債務の全部もしくは一部の再調整もしくは繰延べを実行する目的で、交渉を開始し、法的手続きその他の措置を講じる場合、もしくは適用法の目的でこれらを行うとみなされる場合

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

*基準価額の推移(イメージ)



※上記はイメージであり、当ファンドの基準価額の推移を示したものではありません。

当ファンドは、ゴールドマン・サックス社債に集中して投資を行いますので、基準価額は当該債券の価格変動の影響を受けます。

ゴールドマン・サックス社債の債券価格の主な下落要因は次のとおりです。

- ①国内金利の上昇
- ②発行体等の信用リスクの悪化に伴う信用スプレッドの拡大
- ③米国株式戦略指数 VT5のパフォーマンス下落



投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 米国株式戦略指数 VTS5に重大な変更があった場合、または算出・公表が停止等された場合等には、主要投資対象とする債券の発行要項により、利金の条件等が変更となります。
- 税率の引き上げ、課税状況の変化、管理諸費用の増加等当初想定しえなかった費用または支出が発生した場合には、収益分配金またはファンドの償還価額が減少し、さらには投資元本を下回る水準となる可能性があります。
- 当ファンドは、中途解約した場合、換金価額が投資元本を下回る可能性があります。
- 当ファンドは、保有期間中に基準価額が1万円を下回る場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



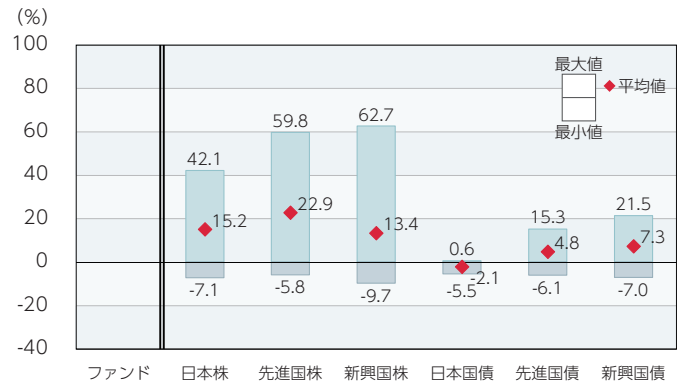
投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド:有価証券届出書提出日現在、運用実績はありません。
代表的な資産クラス:2020年8月～2025年7月

*有価証券届出書提出日現在、分配金再投資基準価額およびファンドの年間騰落率はありません。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドにはベンチマークはありません。



手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	1口以上1口単位または1円以上1円単位で販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購 入 価 額	1口当たり1円(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	1口以上1口単位で販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	換金のお申込みは、原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2025年10月27日から2025年12月4日まで
換 金 申 込 不 可 日	以下のいずれかに該当する日には、換金のお申込みの受付を行いません。 •ロンドンの銀行、シカゴ・マーカントイル取引所、ニューヨーク証券取引所のいずれかの休業日 •換金申込日から起算して2営業日目から4営業日目までのいずれかの日がロンドンの銀行の休業日の場合 •換金申込日から起算して4営業日目がユーロクリアの休業日の場合
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組み入れた円建債券の換金ができなくなった場合、その他やむを得ない事情があるときは、換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信 託 期 間	2030年12月10日まで(2025年12月5日設定)
繰 上 償 還	当ファンドが主要投資対象とする債券(裏付資産を含む)の発行体・保証体等が債務不履行(デフォルト)となった場合、または債券が法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合には、資金化後に信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。 当ファンドが次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 •信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 •受益権口数が10億口を下回ることとなった場合 •米国株式戦略指数 VT5に重大な変更があった場合、または算出・公表が停止等された場合 •やむを得ない事情が発生した場合
決 算 日	毎年12月10日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日:2026年12月10日
収 益 分 配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
信 託 金 の 限 度 額	1,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
そ の 他	購入の申込期間中において、資金動向、投資対象市場環境等によっては、購入のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入のお申込みの受付を取り消し、当ファンドの設定を見送ることがあります。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に、 1.10%(税抜1.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。	
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の元本総額に対して、 年率0.693%(税抜0.63%)以内 ^{*1} 信託報酬＝運用期間中の元本×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末、途中換金時または信託終了のときファンドから支払われます。 *1 2025年12月5日現在は、 年率0.693%(税抜0.63%) になります。配分は以下の通りです。	
	支払先	内訳(税抜)
	委託会社	年率0.30%以内 ^{*2}
	販売会社	年率0.30%
	受託会社	年率0.03%
	主な役務	
		信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
		購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
		運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
	*2 2025年12月5日現在は、年率0.33%(税抜0.30%)になります。	
戦略指数に関する費用等	ファンドの主要投資対象である円建債券の満期償還時における実績連動クーポンは、米国株式戦略指数VT5の収益率等を参照して決定されます。同指数のリターン(損益)は、米国株価指数先物の構成比率から収益率を算出し、下記の複製コスト、取引コストおよび戦略控除率等を控除して算出されます。 ●複製コスト ^{*1} : 日々の先物ポジション量に対して年率0.05% ●取引コスト ^{*1} : 先物のポジションの調整量に対して都度0.01% *1 複製コスト、取引コストは運用状況等により変動するため、あらかじめ合計額、上限額等を表示することができません。 ●戦略控除率 ^{*2} : 年率1.0% *2 戦略指数に乘じる連動率等を実現するために必要なものとして、戦略指数の計算ルールにおいて定めるものです。円建債券の発行体やファンドの関係法人(委託会社や販売会社等)が報酬として受け取るものではありません。	
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※ファンドが主要投資対象とする円建債券の発行に当たっては一定の費用等が発生しますが、債券の発行時における発行額、市況動向等により変動しますのであらかじめ料率、上限額等を示すことができません。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。	

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。



手続・手数料等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
換 金（ 解 約 ） 時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2025年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

--- (参考情報) ファンドの総経費率 ---

ファンドは運用を開始していないため、開示できる情報はありません。(有価証券届出書提出日現在)

